

第3回 米子市下水道使用料等審議会 議事録

(金川下水道企画課総務担当課長補佐)

それでは、委員の皆さまお揃いになりましたので、第3回米子市下水道使用料等審議会を開催したいと思います。なお、本日の会議ですが、委員9名中6名の方が出席ですので、米子市下水道使用料等審議会条例第5条第3項により、会議が成立することをご報告いたします。

(横木下水道企画課出納担当課長補佐)

議事に入ります前に、資料の確認をお願いします。(資料を確認)

今回は新型コロナウイルス対策として広い部屋で開催しております。換気のため窓を開けています。議事に入ります前に4月に人事異動がありました。その説明をさせていただきます。

(遠藤下水道企画課長)

失礼いたします。4月1日の人事異動におきまして、下水道営業課から下水道企画課へ部内の異動ということになりますが、異動いたしました遠藤でございます。

下水道企画課では、この審議会の開催にあたりまして、委員の皆様の日程調整ですとか、あるいは委員の皆様からご意見をご頂戴します時の窓口ということをさせていただきます。引き続きよろしく願いいたします。

(足立下水道営業課長)

失礼いたします。遠藤課長の後任を引き継ぐことになりました。下水道営業課長の足立秀憲と申します。下水道部は初めてです。現在勉強中でございます。どうかよろしく願いいたします。

(横木出納担当課長補佐)

それでは、審議に移りたいと思います。会長よろしく願いいたします。

(細井会長)

それでは早速ですが、1番、まず議事録の確認をお願いいたします。

(横木出納担当課長補佐)

資料1を確認ください。第2回審議会の議事録について、事前に郵送させていただきました。特にご意見がありませんでしたので、ご承認とみなしております。

大まかな内容ですが、公営企業会計についての説明をさせていただきました。

企業会計の内容としましては、複式簿記を採用している、それによって、営業成績の早

期の判断、持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握が速やかに出来るということでした。

企業会計の流れとしては、維持管理費や利息に関する収益的な収支、それから建設改良費や企業債等に関する資本的収支、この2つがあるということでした。

収益的収支と資本的収支の関係ですが、資本的収支の中に必ず赤字が発生する部分があり、この赤字を収益的収支の黒字で補填するという説明をさせていただきました。

その次に、公営企業会計になり米子市の財務諸表はどうだったかというご説明をしました。平成30年度の決算は約2億6000万円の黒字を計上しました。資本的収支で赤字が出ましたが、それを補填して過不足はありませんでした。

次に、キャッシュフロー計算書の説明をさせていただきました。米子市の企業会計のキャッシュフロー計算書の内容が、業務活動はプラス、投資活動はマイナス、財務活動がマイナス、というご説明をしました。これを分析しますと業務活動でプラスが出ていて、それで工事をしたり、企業債を返したりしているということで、経営は比較的良好でした。

更に、セグメントの説明をさせていただきました。公共下水道と農業集落排水事業、それぞれのことをセグメントと呼んでいることをご説明しました。

ご質問として、「公共下水道と農業集落排水、それぞれで営業損益がマイナスになっている。」お答えとして、「営業外収益で国庫補助金が入ってくることになっているので、営業収支の時点ではマイナスだが、営業外収支を入れるとプラスになる。」ご質問「民間委託を考えているのか。」答え「包括的な民間委託などを現在検討しております。」このことについては、次回、第4回以降に下水道部の経営努力についてご説明させていただこうと思っています。

次に、今後の下水道事業の財政計画についてご説明をさせていただきました。今後10年間の財政収支の計画では、令和10年度頃におよそ6億7000万円の不足が見込まれているとご説明しました。それを受けて今回審議会を開催している訳です。

ご質問「有収水量がほぼ横ばいであるのに、整備を広げる中で確実に下水道に接続してもらえるのか。それについて調査をしたのか。それに伴って使用料収入がどの位上がるのかを精査しているのか。」この件については、今回この後でご説明いたします。ご質問「一定量の汚水を処理するのにどの位の単価が必要か。」答「1立方メートルの汚水を処理するのに、平均単価で約171.7円かかっている。」

それからご意見として、「地域によって人口や年齢のばらつきがあると思うので、下水道を使う人が多いところに整備をしないといけないのではないか。」「米子に人や企業を誘致するのに、下水道がないことが移住をためらう原因になるのではないか。普及も大事なのではないか。」との2点がありました。

第2回の議事録の概要については以上です。

今回、木村委員が欠席されていますが、お電話で事前にご意見をいただいております。前回弓ヶ浜半島の整備について、委員の皆さんから様々な意見をいただきましたが、木村委員が審議会後、企業の方とお話することがあったようでして、「弓ヶ浜半島に事業所を持つ

ている方が、やはり下水道がないと不便であると言っていた。下水の整備が個人宅だけでなく、企業の立地を考えるのに影響があるのではないか。」ということでした。以上です。

(細井会長)

ありがとうございました。よろしいでしょうか？

それでは、審議の方に移らせていただきます。まず追加資料の、公共下水道と合併処理浄化槽の費用比較についてご説明をお願いします。

(山崎下水道企画課下水道企画室長)

下水道企画室の山崎といいます。追加資料1「米子市生活排水対策の検討結果について」というタイトルの資料があると思います。追加資料2「生活排水対策に係る市民意識調査(アンケート調査)結果」を合わせて添付しております。そして、追加資料3「水質汚濁防止法」と「下水道法」の抜粋を付けております。

それでは、最初の案内文書に、米子市の生活排水対策に対する基本的な考え方というのが述べられておりますので、このまま読ませてまいります。

①基本的な考え方、『生活排水対策は生活環境や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全の観点から必要な事業であり、水質汚濁防止法により、行政及び国民の責務が定められています。本市においても、同法に基づき、汚水処理施設の早期概成を目指す必要があります。』

本市では、国のマニュアルに基づき、未整備地域の整備手法について各処理手法の特性や経済性等を総合的に勘案し、比較検討を行った結果、集合処理(公共下水道)による生活排水処理が有利という結論を得ました。これにより、市街化区域を優先して年間60ヘクタールの新規整備を実施してまいりますが、公共下水道の早期整備が困難な区域には、合併処理浄化槽の設置補助制度を拡大し、各整備手法を効果的に組み合わせて、汚水処理施設整備の早期概成に努めることとしています。』

これが、米子市が昨年の2月に策定した、生活排水対策方針の大きな基本的考え方になります。この考え方に至った検討過程の根拠資料が、追加資料1から3です。

追加資料1に示している、米子市生活排水対策の検討結果について。今読みました国のマニュアルに基づき、未整備地域の整備手法について、公共下水道が良いのか、個別に合併処理浄化槽を設置する方が良いのか、2択の比較検討を行ったものです。追加資料1を要約しますと、国土交通省が公共下水道を所管している省庁、農林水産省が農業集落排水事業を所管している省庁、環境省というのが合併処理浄化槽を所管している省庁で、この3省が合同で、こういう考え方で比較検討して下さいというマニュアルを出している。そのマニュアルに基づいて検討するわけですが、追加資料の2枚目をご覧ください。

米子市の弓浜部が地図上に示されていると思いますが、薄いネズミ色のエリアが既に整備が終わっている区域です。薄いピンク色のエリアが、未整備区域で順次整備しているエリアです。赤い太い線が入っており、その太い線の下が、今後10年間で下水道を整備する予定区域です。この資料を作ったのが平成30年位だと思いますが、この時点でこの赤

い太い線よりも東側、そのエリアについて当面の10年間は整備を進めていくことになるだろうと。ネズミ色をどんどん、境の方に向かって広げていくというイメージで示しております。そして、この赤い線よりも境側、当面整備が追いつかない地域に対して、今後下水道が良いのか、それとも合併処理浄化槽が良いのか。それを、マニュアルに基づいて、右上にある表のとおり、それぞれの手法にかかる建設費＝イニシャルコスト、維持管理費＝ランニングコストを1年、1戸当りに換算し、その事業費を下水道と合併処理浄化槽にかかる費用で割り戻して、これが1よりも小さければ、下水道に係る費用のほうが安いということで比較しています。黄色に塗られたブロック以外は全部、公共下水道で整備したほうが有利であるという結果を得ているというのが、この追加資料1です。

追加資料2は、住民の皆さんがどのような意識を持っておられるか、生活排水に係るアンケート調査をしたものの結果です。調査をしたのは平成30年7月です。弓浜地区の未整備地域を対象に、約3500世帯を無作為抽出し、アンケートを送付しました。回収率は1,406件で、42%回収することが出来ました。

その中で、市民の生活排水対策に対する意識は8割を超えており、非常に関心が高い、という結果を得ております。2番目に、実際下水道を待っておられる、下水道じゃなくて合併処理浄化槽、どちらでもいいという意見もありまして、下水道を切望する方4割、合併処理浄化槽、もしくはどちらでもいいという方4割程度ある、といった感じです。それから、合併処理浄化槽の整備にあたってはしっかりと維持管理をしてもらえるような体制を望む、あるいは合併処理浄化槽の普及促進の諸制度の充実を求めるという意見がいくらか出ております。生活排水対策に対する意識が高いという事実もありますし、整備手法に関しては下水道であっても浄化槽であっても、どちらでもいいという意見が平均的で、それよりも早く整備して欲しいという意見が多かったというところです。

最後の追加資料3ですが、水質汚濁防止法という法律がありまして、その法律の14条の5に、市町村、米子市は生活排水対策の施策の実施に努めなければならないという義務を負っています。同時に、国民の責務14条の6、何人も公共用水域の水質の保全を図るために、調理くず、廃食用油の処理、洗剤の使用を適切に行うとともに、国又は地方公共団体の生活排水対策の実施に協力しなければならない。生活排水対策に係る重要性が定められています。それから、下水道法ですが、事業全般について下水道法に従って事業を進めています。

米子市が生活排水対策はこういう考え方をベースに、当面令和8年度、普及人口95%を目指して下水道の整備を行っており、合わせて浄化槽の補助制度も拡充して進めている、という現状でございます。以上です。

(細井会長)

ありがとうございました。追加資料についてのご説明について、ご質問はありますでしょうか？

(松田委員)

弓ヶ浜半島の今後 10 年間で下水道整備区域が示されてありますが、ピンクのところをグレーに変えるという話をされました。10 年間でこの程度しか進まないのか。

(山崎下水道企画室長)

下水道整備は、広大なエリアに管路を整備するため、事業期間が相当かかってまいります。この使用料審議会でも、経営についての話をさせていただいてますが、年間の実施可能な整備量があるのも事実なんですけれども。

(松田委員)

新しく、広げるとともに、古い配管を替えていかないといけないとか、予算のことなど説明を受けましたので、そう簡単に伸ばすことができないというのは理解できましたが、10 年間でこれだけということは、弓ヶ浜半島全体に下水道を広げることになりますと何年もかかるのでは…

(山崎下水道企画室長)

米子市全域の図面を見て頂くと、青い色で塗られたところが、農林水産省所管の農業集落排水という 12 地区、12 個処理場があります。もうすでに整備が終わっております。で、残りの黄色く塗られたところ、それと弓ヶ浜部全域ですね。ここが公共下水道の計画の区域です。黄色で塗られた部分が、既に現在整備が終わっているエリアで、赤いのが、昨年平成 31 年に整備を進めているところで、緑が今後 5 年程度で、整備を図って行く、先ほど年間 60 ヘクタールと説明しましたが、1 ヘクタールという大きさが 100 メートル×100 メートル、その 60 ヘクタール分の面の部分が、年間で塗られていくということになります。

下水道の計画区域全域の面積が約 3,500 ヘクタールあります。それに対し、今現在整備が出来ているエリアが 2400 なので、引き算すると 1,100 ヘクタールです。1,100 ヘクタールを年間 60 ヘクタールずつ整備していくとなると、概ね 20 年弱かかってくるということになります。今後 10 年で 60×10 年で 600 ヘクタール、未整備エリアの半分くらいという整備スピードになります。

(松田委員)

全部行くまでには 20 年弱？

(山崎下水道企画室長)

米川よりも日本海側は、日野川の河口にある皆生処理場に流れて、米川よりも中海側については内浜処理場に流れて行く。処理場を起点にどんどん整備が広がって行き、残るのは弓ヶ浜エリア及び蚊屋地区です。日野川を渡った王子製紙がある周辺。あとは日原地区の辺りに整備がどんどん進んで行く段階です。ですが、当面 10 年経ってもなかなか整備が追

い付かないエリアがありますので、そこについては、合併処理浄化槽を設置していただくために思い切った補助金の制度を今採っております。

(矢木下水道部長)

今の説明に付け加えて、勘違いがあってもいけないので。全部を整備するとすれば、あと20年くらいかかるというお話をいたしました。今の段階で、全部を整備するということを決めているわけではありません。

先ほどの図面で、赤い線が入ったところのエリア辺りまでを、令和8年度までで整備するという説明でした。実はそこから先の部分、1,100ヘクタールの部分については、国が令和8年頃までに生活排水処理施設をほぼ完成させなさいと言っています。ほぼ完成というのがどういったことであるかと言うと、全体の95%に公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽が整備されて、全体の人口の95%の方が使えるというのが、いわゆる国が目標としている概成なんです。

それが米子市の場合は、現在の試算で行くと、令和8年度頃に95%になる線はお手元に示した赤い線くらいまでだろうと、これが現在の想定です。

この先どうするかという事は、一番大きいのが、現在下水道の整備というのは国の補助金を半分もらって整備しています。非常に大きい財源でして、令和8年から先、国が補助を出すかどうかというところが、今非常に不透明です。市で単独で整備するとなると、これまで半分もらっていたお金が無くなり、全て市で賄うことになり、今まで以上にお金が必要で、ものすごくかかってくるということが想定されます。従って、計画としては全体をやるという計画を持っていますが、赤い線から境側のところを、最終的に公共下水道でやるのかどうするかというのは、令和8年が近くなった頃に改めて判断したいと思っておりますので、そのところを頭の中に入れておいていただきたいと思っております。以上です。

(松田委員)

ありがとうございました。

(細井会長)

他にはいかがですか？よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。続きましては、財政見通しの算定内容についてお願いします。

(金川総務担当課長補佐)

前回、「米子市下水道事業会計使用料対象経費と財源の見込み」ということで、向こう10年間の収支の見通しをお示したところですが、推定方法についての補足ということで、お配りしております追加資料2と書いてありますが、申し訳ありません資料4の誤りでございます。

この資料につきましては、前回も同様のものをお配りしておりますが、今回説明用に、

前回よりは詳細な内容にしております。前回、委員からご指摘を頂きましたのが、使用料の見込みが適切かどうかということです。使用料の見込みに関しましては、今後整備を進めて、新規の接続がどの程度見込めるか、というところと、一人当たりの有収水量、使う水の量がどの程度見込まれるか、加えて人口の増減、人口の動向がどのように推移するのか、これが使用料の算定に関して重要になってまいります。

その中で新規の接続については、今後年間 60 ヘクタールの整備を進めていくところで、先ほど図面でもお示した、10 年程度で整備を進める地域につきましては、おおむね現行程度の接続をしていただくことが見込まれると考えております。

水量につきましては、節水の高まり等もあり、その節水型の機器の普及も勘案して伸び率が若干抑制されているというところです。

人口の動向につきましては、日本の地域別将来推計人口、国立社会保障人口問題研究所から示されている人口の動向を使っています。他市町村の場合は大幅な人口減が見込まれる場合がありますが、県内で言いますと、米子市と日吉津村につきましては人口の減少については、現在のところは今後も若干増えるという程度で推移して行くということになっておりますので、人口の影響というのは、現時点ではそれほど大きくないと考えております。しかしながら、例えば10年後以降になりますと、状況が変わる可能性もありますので、この後説明をしますが、今回の使用料の算定期間、改定を適用する期間はおおむね3年とといった短い間隔を見込んでおり、今後状況の変化を踏まえながら、適宜使用料の在り方については、またご審議をいただくということを考えております。

(細井会長)

ただ今のご説明はいかがでしょうか、よろしいですか。次に進んでいただけますでしょうか。使用料の算定手順ですね。

(横木出納担当課長補佐)

資料2をご覧ください。まず、下水道使用料はどのような形で計算されているのかをご説明いたします。資料2の2ページ、下水道使用料についての法令があります。まず、下水道法ですが、使用料は妥当なもの、適正な原価を超えないもの、それから、明確に定められ差別的取扱いをするものでないこと、と定められております。

そして地方公営企業法、米子市は地方公営企業法の財務規定を適用しておりますので、この法令が関係してきます。地方公営企業の経営に伴う収入をもって、その経費を賄わなければならないとなっております。ここで、米印のところですが、「地方公共団体の一般会計又は、他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない」とあります。この「地方公共団体の一般会計または、他の特別会計において負担するもの」とは何かということですが、下のほうに説明を書いております。「当該、公営企業の収入を充てることが適当でない経費、能率的な経営を行なっても、なおその収入のみを充てることが客観的に困難と認められる経費」と書いてありま

す。これは、例えば、雨水の排水処理の経費など、これは下水道を使っておられる方の責任ではなくて、空から自然に降ってくるものですので、これを使用料に転嫁するのは不適當であるという考え方で、こういったものを除いて、実際に汚水処理にかかった経費について、地方公営企業の経営に伴う収入で賄いなさいということになっております。

それから、第21条第2項、料金についてですが、これは下水道法と同じように、公正妥当なもの、適正な原価を超えないもの、それから、地方公営企業の健全な運営を確保できるものということになっております。

3ページをご覧ください。使用料の算定の流れですが、まず最初に、使用料対象経費がいくらであるかを算定します。これは第2回の資料7、先ほど金川が補足説明をしましたが、もう一度振り返りますと、下水道使用料の対象とする汚水処理の経費というのは何かということですが。

まず、財政計画を策定します。今後どのくらい収入支出があるのか、水量の予測、整備の計画などを鑑みます。

それから使用料算定期間の設定ですが、先ほども触れましたが、改定した使用料を何年間にわたって適用するのか、という期間です。

その次に使用料対象経費の算定ですが、これは、運営管理費、維持管理費、資本費、それから公費負担とすべき経費、先ほどの米印のところですね、これがいくらあるのか、ということ算定します。そして最終的に、収支過不足の確認をして、どのくらい使用料を上げたらいいのか、ということを見ていきます。

次に4ページをご覧ください。どれくらい使用料を上げたらいいのか、という目安が付きましたら、どういった体系で使用料を設定するのか、という手順に入っていきます。

まず始めに、使用料対象経費の分解をしますが、これについてはこの後6ページで詳しく説明しますが、まず、資本費、建設改良費ですとか、企業債等の部分、それから維持管理費、日々の運営に係るもの、この2つの経費を需要家費、固定費、変動費という、3つに分けます。こちらについての詳しい説明は、この後させていただきます。

その次に、使用者群の区分というのがあります。これが水量をどれだけ使っているかですとか、水質、例えば、普通の一般の家庭からの排水、それから工場からの排水、流れ出るものの質が違う、という区分もあります。米子市は水質区分はありません。

それから、使用料対象経費の配賦ですが、経費の性質に応じて配賦と書いてあります。一般排水と特定排水というところですが、一般排水は一般家庭から出てくる排水、特定排水は極めて水量が多いですとか、水を沢山使う事業所ですとか、そういったところが例として挙げられます。それから需要の変動、水質の負荷等に応じて、使用料の対象とする経費をどのように配賦していけば良いかということを決めます。

そして、最終的に使用料体系の設定ということになりますが、基本使用料がいくらになるかとか、水量に応じる従量使用料がいくらになるかとか、そういったところを決めていきます。こちらについては、公営社団法人日本下水道協会が、「下水道使用料の算定の基本的考え方」という冊子を発行しており、その中で決められている使用料の設定の手順です。



5 ページをご覧ください。使用料体系の種類ですが、使用対象経費については第2回で説明しましたので、それ以降の使用料体系について、これからご説明をしていきます。

使用料体系の種類ですが、まず、基本体系、表の上段の方です、3つ区分があります。水道料金比例制、定額使用料制、従量使用料制、というものがあります。

水道料金比例制というのは、水道を使った水量の一定割合を下水道使用料とする。水道料金に連動して計算するということです。

定額使用料制というのは、1世帯当たりいくら、または1人当たりいくらというふうに設定をするものです。

それから従量使用料制というのは、使った水量1立方メートル当たりの単価を決めて、それに使った水量を掛けて使用料とするものです。

この3つが基本体系であり、それ以外に、中段と下の方の段と、水量に関連した区分、水質に関連した区分というのがそれぞれあります。

水量に関連した区分のところで、まず二部使用料制、それから累進使用料制というものがあります。

二部使用料制というのは、定額使用料と従量使用料を併せて使っているということです。米子市では基本使用料、それから、一か月8立方メートル以上の方は従量使用料をいただいておりますので、二部使用料制を一般家庭の排水で使っているということになります。

それから、累進使用料というのは、従量使用料制の中で排出量が増えるほど単価が上がる制度になっております。

次に、水質に関連した区分ですが、一般排水と特定排水で区分する制度、それを先ほど説明しましたが、一般家庭からの排水と工場等の排水に分けて、経費をそれぞれに算出して使用料を決めるという制度です。水質使用料制というのは、排水の濃度に応じて使用料を区分する。それから、用途別使用料制というのは、使用者の態様や使用目的等によって使用料を区分するということですが、赤字で米子市浴場、温泉と書いてありますが、米子市では、公衆浴場ですとか温泉の排水については一般排水とは分けた使用料の設定をしております。それが、用途別使用料制というところです。

使用料というのは、表の一番上の基本体系の3つに、その下の色々な制度を組み合わせ、個々の自治体が設定しているというところです。

次に6ページをご覧ください。使用料対象経費の基本イメージということですが、先ほど使用料体系の設定のところで、使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費に分解するというお話をさせていただきました。そこを説明します。

需要家費というのは、ページの上部右側の上段に書いてありますが、使用者数に対応して増減する経費、これは使用料徴収の関係の経費とか、機械の処理の委託料、計算したりとか使用料の設定をしたりですとか、使用者が増えると委託量も増える、徴収関係、使用料を計算する人件費が増えるとか、そういったことに対しての経費を需要家費と言います。

それから、固定費ですが、これは使用者数や水量に関わりなく必要な経費です。一般的には維持管理にかかる人件費ですとか、処理場に関する固定的な経費、例えば、光熱水費

の基本料金部分等は、毎月使用料が多かろうが少なかろうが、必ずかかってきますので、そういったものなどになります。

変動費というのは使用水量の大小に応じて、変動する経費ということです。光熱水費の基本料金ではない部分は、沢山電気を使えば沢山かかりますし、汚水を処理する薬品、水を綺麗にするために薬品を投入しているのですが、これも汚水量が増えれば、薬品の量も増えるということで、こういったものが変動費に挙げられます。

その下のグラフですが、縦軸が使用料の金額、それから横軸が使用水量となっておりますが、下のグレーの部分、ここが需要家費ですとか、固定費ですとか、使用水量に応じて変動しない部分、これが基本使用料に大体充てられるもの。それから、変動費、青い部分ですね、使用水量に応じて変動する、水量が増えればそれだけ経費も掛かるといったものが、超過使用料、基本使用料を上回った部分に、だいたい充てられているということになります。

7ページをご覧ください。実際に、使用料対象経費を需要家費、固定費、変動費に分けてみましょうということですが、これは分かりやすいように図を示しておりますが、使用料対象経費の資本費、建設改良費や企業債などの金額、それから、維持管理費、施設の維持管理に係るもの、これをそれぞれ、需要家費、固定費、変動費に分けていく、ということです。

実際にいくらかというのが8ページに載っております。「使用料対象経費の分解、米子市の場合」ということですが、平成30年度の決算で数字を出しております。資本費は36億7,760万9千円、維持管理費は14億337万8千円、これは第二回の資料7で示させていただいた金額です。これをそれぞれ、需要家費、固定費、変動費に分けるのですが、始めのほうで説明しました、公衆浴場・温泉は、一般排水とは料金体系が別になっておりますので、その分の経費を抜きます。抜いたものを3つの区分に分けています。温泉の経費は8,684万4千円ありますので、この分を抜きました後に、それぞれ需要家費が1億3,811万2千円、固定費が46億6,586万円、変動費が1億9,017万1千円となっております。

この3つに分けたものを、それぞれ基本使用料、基本使用料を超えた部分の超過使用料に配分していきます。9ページをご覧ください。「実際に算定」というところで、使用料対象経費の配賦というのがあります。今分けました使用料対象経費の需要家費、固定費、変動費を、それぞれ基本使用料と超過使用料に配分していきますが、需要家費は使用者の多寡にかかわらずかかるものなので、基本使用料に配賦します。変動費は使用水量の多寡によって変わってきますので、超過使用料に配賦します。真ん中の固定費ですが、これは、基本使用料に配賦する部分と超過使用料に配賦する部分がありますが、この割合の配分は特に決まりというのはありませんで、金額を見て、それぞれの自治体が決めているところです。

実際に米子市はいくらなのかというところですが、10ページをご覧ください。平成30年度の決算ベースで需要家費、固定費、変動費はそれぞれ先ほど申し上げた数字になっております。

それを需要家費は基本使用料、固定費は両方に配賦、変動費は超過使用料に配賦するということになりますが、これを今後いくらしに行くのか、という審議をしていただくことになっております。資料2についての説明は以上です。

(細井会長)

はい、どうもありがとうございました。いよいよ核心に迫って来ましたが、使用料のまず、計算の仕方を資料2で説明していただきました。最後の10ページに平成30年度の具体的な数字が上がってきております、これを次の資料で実際の使用料を計算という流れになります。まずはこの段階で、ただいま説明をしていただきました使用料の算定方法につきまして、何か分かりにくい所やご質問はありますでしょうか？

(田邊委員)

この経費のことですが、話を聞いておきますと、収入と支出についてどうしても考えてしまうのですが、要するに経費は需要家費と固定費ですよね。色んな人件費だとか設備の管理費だとか。それに対して、基本料金とかいうのは、収入のほうに入るのですよね。要するに使用が多ければ、入りも多く、基本を上げれば、入りも多い、そのバランスについて私たちは審議するのではないかと思うのですが、この中でみると、どうも変動費が少なければ、固定費や需要家費が少なければ、収入が維持されるというのには、ちょっと違う考えがあって、今、60ヘクタールの地区を整備すれば、使用料も当然上がってくるし、使用を推進すればするほど、収入が増えるという、どうしてもそういう考えに基づいてしまうんですけども。固定費や需要家費をどうやって抑えるのかとか、効率のいい機械に変えようとか、そういう努力が頭の中にあるので。

(横木出納担当課長補佐)

8ページを見ていただきますと、需要家費、固定費、変動費の割合が書いてありますが、変動費は3.8%に対し、固定費、需要家費で95%を超えている。この部分を抑えればもっといいのではないかというご意見だと思いますが…

(田邊委員)

抑えるという意味ではありませんが、項目が違うのではないかという考え方です。

(細井会長)

資料2の6ページに図があるんですが、縦軸に、使用料や基本使用料が載っていますが、これはこれから考える話ですよね。むしろこの縦軸は費用なんですよ。そのあたりをもう一回説明をしていただきたいと思います。

(金川総務担当課長補佐)

基本的に、需要家費、固定費につきましては、どうしてもかかってしまう、使用者数、

あるいは水量が増えると固定費は増えてきます。その部分については、下水道事業を運営するためには、水量に関係なくいただかないといけない。その部分については基本使用料ということで、いわば定額でご負担をいただくという所になります。変動費については、使用水量、汚水の処理量が増えれば薬品などが増えていきますので、使う方が増えたり、量が増えたりすれば、その額が増えていく。それについては、委員さんがおっしゃるとおり、使う方が増えれば、使用料は増収になりますので、ここについては水量に応じて金額を定額ではなく、使った分だけ入ってくるお金が増えていくということで記載をしています。

(田邊委員)

わかりました。

(伊坂副会長)

計算の仕方とか、金額はわかりましたが、6ページのグラフ、これだと使えば使うほど固定費よりも変動費が増えていくように錯覚してしまうんですが、今実際の数字を見ると95%位が固定費なので、このグラフは何となく勘違いするのではないかと。おそらくグレーの部分が非常に多くて、青いものがちょっとずつ増えていくのではないかと感じました。

(金川総務担当課長補佐)

ここは説明に当たり、イメージが分かりやすいようにと作ったものですので、実際の青の部分の幅というのは、おっしゃる通り、傾きも小さくなるということになりますし、使用料としてもそこを考慮してということになります。ただ考え方はそうではありますが、その通りにしますと基本使用料が非常に大きくなるという問題もありますので、その辺りについては、この後の資料で改めてご説明をしたいと思います。

(細井会長)

他はよろしいでしょうか？

では、次も関連して来まして、もっと具体的な数値で説明をしていただけたらと思いますので、資料3のほうに進んでいただいて、その時点で計算方法が分からないという所があればご質問いただけたらと思います。

(横木出納担当課長補佐)

それでは、資料3で実際の試算の説明をしていきたいと思いますが、その前に現行の米子市の使用料金の体系を、もう一度ご説明したいと思います。

(林下水道営業課料金担当課長補佐)

下水道営業課の林です。本日、追加の資料で下水道使用料の資料をお渡ししています、

そちらをご覧ください。下水道使用料の使用料体系について説明しますと、先ほどご説明の通り、米子市では二部使用料制をとっておりまして、基本料金部分と超過使用料部分、こちらを合計してお客様に請求をしております。

基本的に、水道局のメーター検針の結果による数値につきまして、使用料を計算しております。水道局の検針は毎月ではございません。2か月に一回検針を行っております。各家庭にレシートみたいなのが投函されていると思います。そちらが検針結果ということで、その中で料金等の表示がされております。

請求は2か月なので、分かりやすいかなということで、2か月を前提に説明させていただきますと、基本料金で16立方メートルまでが、使用料が2,200円です。1立方メートルでも、15立方メートルでも、16立方メートルでも2,200円です。超過使用料は、17～40立方メートル、41～100立方メートル、101～200立方メートル、最後は2,001立方メートル以上と、使用料を設定しています。

計算の例として、2か月で水量が50立方メートルだった場合、どういう計算をするのかを掲載しております。16立方メートルまでは基本料金が、2,200円。17～40立方メートルまでは、計算すると24立方メートル（40立方メートルー基本水量の16立方メートル）になりますので、単価132円×24立方メートルで3,168円。さらに41～50立方メートルまでが、10立方メートル（50立方メートルー40立方メートル）ですので、単価171円×10立方メートルで、1,710円。2,200円と3,168円、1,710円を足しまして、消費税を加算した7,785円というのが、2か月で50立方メートル使用した場合の料金でございます。

表面に戻っていただいて、下のほうを見ていただきますと、温泉の汚水と公衆浴場から出る汚水につきましては、排水される汚水量の1立方メートルにつき77円で使用料を計算しております。簡単ではございますけれども、資料の説明とさせていただきます。

（横木出納担当課長補佐）

それでは、資料3に基づいて、下水道使用料の試算を行なっていきたいと思います。

2ページをご覧ください。使用料体系についてですが、これは試算をしようとするに当たり前提条件となるものの説明です。

まず、算定期間。これは3年間（令和3年度～令和5年度）で算定をしております。3年と定めた理由ですが、日常生活に密着した公共料金として、安定性を保ち、しかも見通しのできる期間ということで3年が適当であると考え、令和3年度から令和5年度にかけての料金を試算しております。

それから、米子市は二部使用料制を採っており、基本料金に従量料金を足したものを使用料金としております。この理由としまして、固定費については、使用水量に関係なく一定の負担してもらうことが必要であろうということで基本料金を設定、使用水量に対応した部分は従量料金を設定するという形にしております。

公衆浴場と温泉水につきましては、一般排水とは別の料金体系にしておりますが、その理由としまして、公衆浴場はまず公衆衛生に必要なものであるということ、それから入浴

料金の上限額が定められていますので、一般排水とは別の単価を設けております。温泉水につきましては、米子市の観光産業の基幹をなしているということで、政策的に一定の配慮をし、公衆浴場と同じ単価としておりまして、温泉水の処理経費の一部は一般会計からの繰入金で賄うことにしております。

この2つにつきましては、一般排水とは別体系ですので、使用料の試算はまず一般排水のみで行ないます。当然、公衆浴場と温泉水の使用料単価につきましても審議をして頂きますが、一般排水に一定の方向性が付いた後に、公衆浴場と温泉水の審議をして頂こうと思っておりますので、ここでは一旦置いておきます。

3ページをご覧ください。使用料水準ですが、これは使用料の改定をするに当たり、どれだけ増額すれば経費を賄えるのか、ということの試算です。

収支を均衡し、安定した経営を実現するために15%の増額改定が必要と記載しております。表を二重線で上と下に分けております。上の方の表ですが、第2回の資料7「使用料対象経費と財政見通し」の表から数字を転記しております。

令和3年度から令和5年度、3年間の使用料の算定期間の中で財源不足額が、令和3年度は9千5百万余り、令和4年度は1億9千200万余り、令和5年度は2億3千百万余り財源不足額が出るという試算になっております。

それをプラスに転じるには、どれだけ使用料を増額すれば良いのか計算したものが、二重線より下の表になります。使用料を15%増額しますと、使用料収入とその他の財源を合わせ、令和3年度は2億2千9百万余り、令和4年度は1億3千7百万余り、令和5年度は1億2百万余りのプラスに転じるというところですが、この15%増額を目標にして使用料の試算をしております。

4ページをご覧ください。基本使用料の試算（考え方）というところですが、まず基本使用料の方から見ていきます。

基本使用料は現在ですと、基本水量1か月8立方メートル、2か月ですと16立方メートルの範囲内で定額になっております。1か月あたり税抜きで1,100円、2か月だと税抜きで2,200円です。

基本使用料の対象となる経費は先ほど申し上げました通り、需要家費、固定費などの使用量の多寡に関わりがないものです。ですが、この需要家費と固定費を全部基本使用料の対象にすると、先ほども経費のうち95%以上が需要家費と固定費ですと申し上げましたが、基本使用料が大変高額になってしまいます。そうしますと、水量が多かろうが少なかろうが、非常に高い基本使用料を払わないといけなくなりますので、少ない使用量の方の負担が大きくなる懸念があります。ではどうするかですが、基本使用料の対象にする固定費を、固定費の全部ではなく一部にする方法ですとか、近隣の市町村がどれ位の金額設定をしているのか、更に地方公共団体の排水の実態です、広域で汚水を処理しているのか、市町村単独でしているのかなど、他にも工場の沢山ある自治体ですとか、一般家庭が多い自治体ですとか色々ありますので、そのような実態を踏まえて決定している、そのような方法がありますので、それを検討していきます。

5 ページをご覧くださいませでしょうか。基本使用料の試算について図で示しておりますが、需要家費と固定費を基本使用料に反映しまして、変動費は従量料金に反映することにしております。

基本料金の対象とする需要家費と固定費ですが、固定費はまず、維持管理費の固定費部分のみとします。これはどういう意味かと言いますと、先ほど申し上げました通り、固定費を全額ではなく一部にしたということです。固定費の中には資本費部分、維持管理費部分があります。そのうち資本費部分、建設改良費とか企業債にかかるものを抜きました。そこから更に公費負担分を抜いております。公費負担分というのは、資料2の最初の法令の説明の部分で、※印で雨水などは下水道使用者の責任ではないからその経費は抜くべきだという話をしましたが、そのことです。そこにつきましては、一般会計からの繰入金など公費で賄っておりますので、公費で負担した部分は金額を抜きます。そこから基本使用料がいくらになるのかを見ていくということになります。それが次の6 ページでございます。

基本使用料の試算例、平成30年度決算ベースとあります。

需要家費と固定費を足したのから公費負担分を抜いたものが計算してありますが、需要家費は資料2でご説明しました通りの金額 138,112 千円ですが、固定費は下がって、金額が 1,050,174 千円になっております。これが固定費部分から資本費を抜き、それと維持管理費分の固定費から更に温泉・浴場にかかる経費を抜いております。そこから一般会計から繰り入れる公費負担分 361,239 千円を除きまして、結果が 827,047 千円になっております。これが基本使用料に充てるべき経費ということになります。

これを平成30年度の使用料の賦課件数で割り算をしますと、使用料の賦課件数がおおよそ25万件ありますが、ひと月あたり税抜きで 3,305 円という計算結果になります。米子市の現行基本使用料は税抜きで 1,100 円です。これを理論的に計算していくと 3,305 円ということになり、現行の3倍程度ということになってしまいます。余り高いのではないかということで、他の方法はと考えると、近隣の市町村の状況がやはり気になります。

7 ページをご覧ください。他市の例ですが、近隣の市町村はおおよそ平均でひと月あたり税抜き 1,207 円です。参考資料でお配りしております近隣の状況がございます。参考資料の2です。こちらに米子市内、それから松江、安来、山陰の主要都市の料金体系の比較を載せております。ここにありますが、山陰の主要都市の基本使用料の平均は 1,207 円です。鳥取市と松江市については基本使用料が非常に低いのですが、この2つの市は、基本使用料に加えまして、基本使用料の水量の上限というものを設けずに 1 立方メートルから従量使用料も徴収するという体系にしております。米子市はひと月 8 立方メートルまでは基本使用料 1,100 円で固定ですが、鳥取市、松江市は基本使用料を 956 円ないし 800 円もらった上で、1 立方メートルでも水を使えば 27 円もしくは 80 円の単価でお金をもらいますということになっておりますので、若干料金体系が違います。

それから安来市ですが、令和元年度に使用料審議会を開いておられ、先般答申がありました。20%以内で増額をするという答申がなされています。現在の安来市の基本使用料は

1,138円ですが、これがもし純粋に20%上がったらひと月あたり税抜きで1,365円、これ位の金額になるのではないかと考えております。これは勝手に20%増額したらどうなるかという予測しただけですが、一応参考として載せてあります。

8ページをご覧ください。先ほども申しあげましたように、理論的に計算すると現在ひと月税抜き1,100円の基本使用料が、3,300円以上になってしまうので、それではもう少し上げ幅を緩和した案を考えてみようかということで(案1)と(案2)というものを作っております。

まず案1ですが、税抜きで、ひと月あたり1,100円を、1,200円に増額してはどうか。9%の増額になりますが、近隣市町村の平均に近づけるものです。税込みにしますとひと月あたり1,320円です。

それから案2ですが、基本使用料と従量使用料の併用です。鳥取市と松江市がしているように、基本使用料をもらいつつ、更に1立方メートルでも水を使えば、その分の従量使用料を頂きますという形です。この場合は、基本使用料は逆に9%下げ、ひと月あたり税抜き1,100円を、ひと月あたり税抜き1,000円に減額してはどうか。税込みにしますとひと月当たり1,100円になります。従量使用料と合わせて、ひと月当たり20立方メートル使用時の料金が3,000円を目安として設定することを考えています。なぜ3,000円かと言いますと、小さい字で※がありますが、公営企業課長等通知という国からの通知がありまして、この中で3,000円くらいが妥当なのではないかとされています。現在、総務省が「下水道財政のあり方に関する研究会」というものを設置し、下水道財政について色々と審議をしておりますが、そこでも全国平均は3,000円を上回っており、ひと月当たり20立方メートルの使用料が全国平均で3,029円である、3,000円が目安というのも見直しをした方がいいのではないかという意見が出ています。米子市でもこのような通知ですとか研究会の意見を参考にし、ひと月20立方メートルあたりの使用料が3,000円、これは3,000円以内ということではなく、3,000円を目安に料金を設定しようと考えております。参考としまして、鳥取市は20立方メートルひと月当たりが2,767円、松江市は3,080円になっております。基本料金の説明については以上です。

次に従量使用料、水の使用に対してかかってくるお金ですが、これをどのようにするかですが、まずは基本使用料と合わせて先ほどの15%アップ、収支の均衡が図れる単価とすることとします。前回、平成24年度に使用料審議会を開催した時の答申で、使用料区分を細分化、単価の設定水量を細かく分けたということです、それで単価間の格差を縮めました。それから大口使用者の方の料金改定の影響が大きかったということもあり、通常ですと使用水量が増えれば単価も上がっていきませんが、その上がり幅を若干縮めました。これは前回の審議会の答申の結果です。今回も基本的には前回の答申に則って単価を設定していく考えで資料4のシミュレーションを作っております。

資料3につきましては説明は以上です。

(細井会長)



はい、ありがとうございました。資料2、3につきまして何かご質問がございますでしょうか？

(細井会長)

固定費から資本費部分を除いた理由は何ですか？

(横木出納担当課長補佐)

前回の使用料審議会の時に、やはり同じように基本使用料が高くなってしまおうという試算が出まして、その時に調整をしたのが固定費の一部、資本費部分を抜いて算出をしており、そちらに則っております。

(細井会長)

はい、わかりました。固定費を除いたからと言ってどこかに行っちゃおうということはないんですね。それで計算すると6ページの3,300円になるということですね。

(横木担当課長補佐)

はい、そうです。

(細井会長)

この額には出来ないので色々する訳ですから、固定費が入っていても別にショックが大きいだけですね。インパクトが大きいだけというのですかね。

(金川総務担当課長補佐)

固定費で、結局今、基本使用料が高額になるということで、どの程度の部分を従量使用料の方に回すかというところになりますので。前回はその考え方でいっておりますが、今回も基本的には固定費の中から一定部分を従量使用料の方に回すということで、そこら辺の区分はあっていないようなと言いますか、総額の中からの一点部分を従量制の料金にということになります。

(細井会長)

それでは実際計算していくとどうなるでしょうかというのが次の資料4につながっていくんですが、ここまでの疑問点等ないでしょうか？

(田邊委員)

使用料水準というところで平均15%の増額改定が必要だということで、令和3年、4年、5年と予測が出ておりますが、15%上げると2億2千円のプラスになりますよね。これが年とともに下がっていくという根拠は？

(金川総務担当課長補佐)

使用料につきましては、基本的には使用料対象期間の3か年で、トータルで考えていくこととなりますが、ここの黒字の部分につきましては、まず施設も老朽化しているというところもありますので、あつてはいけないんですが事故であったりとか、故障であったりとか、そういった突発的な支出等があった場合に、どの程度対応できるかという部分で一定の黒字を見込んでいるというところがあります。加えて、国の方でも現在老朽化した下水道の施設を今後持続的に運営していくために、現状の資産をどのようにしていくかということがあり、広域化・共同化といった形で規模を小さくすることもあります。必要な施設について維持していくために、一定の黒字を計上し、それをもって資産を維持していくべきだという考え方が方向性として出てきております。この3か年の中でトータルの部分でそういった支出等に対応できるというところと、加えまして、財源のほうですね、現在、現金の収支不足に対応するために、資本平準化債というものを借り入れています。これは、先ほどの「使用料対象経費と財源の見込み」の中にも財源として示しているものですが、これは過去の施設の減価償却費と、それに対応する企業債、借入金の償還金、この差額、元金の負担が大きい場合に一定の金額を借り入れることが出来、現金をそれで確保出来るという制度ですが、その枠が今後だんだん減少していきます。そうしますと、資本費平準化債が不足するために、若干の黒字というのが少なくなってくるというところでございます。

(細井会長)

よろしいでしょうか？

(松田委員)

それぞれの市の使用料の比較が出ておりますが、それぞれの市での計算の仕方というのは、今ここでこういう風に計算したらどうか考えていくところですけども、それぞれの市で計算が違うわけですね？

(細井会長)

じゃあ、話がつながっていますので、先に資料4の説明をお願いします。

(横木出納担当課長補佐)

それでは資料4のA3の表とグラフがついているものと、本日お配りしております資料4のケース1～3の改定内容および説明という資料をご覧ください。

まず、大きい表の方ですが、使用料改定のシミュレーションです。一番左側の表が現行の米子市の使用料体系です。それぞれケース1、ケース2、ケース3と試算をしております。それぞれのケースの黄色く塗ってある表の下あたりに改定率（理論値）があります。現行と比べてどの位改定になるのか、ケース1、ケース2、ケース3それぞれ改定率

が書いてあります。

それから改定率のすぐ下、年間の使用料収入。ケース1～3で、それぞれどの位年間で使用料が入り、現在の使用料とどれだけ差額があるのかということが税抜き、税込みで書いてあります。この改定率と年間の使用料収入ですが、これは改定したことによって節水を始められたとか、それから今後整備を広げて接続が増えた、下水道使用料を払う方が増えた、というような増減額の見込みはここには含まれておりません。単純にこの位の体系にしたら現行とどのくらい差が出るかというものを示しております。

その下の使用水量別使用料というところですが、これは現行とケース1～3それぞれで10立方メートル使ったらいくらになるのか、20立方メートル使ったらいくらになるのかというものを目安で載せております。それから、その下の棒グラフ、使用水量別使用料というところ。これは現行に比べてケース1～3が、横軸が立方メートルです、例えば10立方メートルのかたがどれくらい料金が変わるのかということを示しております。その下の折れ線グラフと棒グラフが使っているグラフですが、ここは使用水量別の年間件数、これが棒グラフ、青色のほう、それと使用水量の構成、年間使用水量ですね、これが折れ線グラフの方です。0立方メートルから100立方メートルまでしか載せておりませんが、どの位件数がある、水量がどの位なのか示しております。

めくって頂いてグラフが三つあります。一番上ですが、使用水量別の年間件数これは先ほどのグラフと同じですが、青色の棒グラフで0立方メートルから100立方メートルまでの位件数があるのかを示しております。折れ線グラフの方は、今度は水量ではなく使用料の料金をグラフにしております。この水量を使っておられる方がいくら払っておられるのかということ、年間使用料金でグラフにしております。

続いて真ん中の段のグラフですが、これは現行に比べてケース1～3がどの位の改定になるのかをグラフで示しております。影のようになっておりますのは、上の青色棒グラフにしております件数と同じものです。線になっている方が、現行に比べてケース1～3がどの位使用料が改定になるかというものです。

それから一番下のグラフが、使用水量別使用料改定率です。現行については、0%のところになりまして、グラフの真ん中より下辺りの0.0%というのが左の縦軸になりまして、ここを現行としますとケース1～3がどれくらいの改定率になるのかというのをグラフで示したものです。表の説明は以上です。

それではケース1～3がどのような計算になっているのかということ、本日お配りしました資料4のケース1～3の改定内容及び説明というところでご説明します。

まず、改定内容ですが、基本使用料と従量使用量に段を分けております。基本使用料は現行は1か月あたり8立方メートルまでは1,100円で定額です。ケース1、ケース2につきましては基本使用料の案1のほう、9%増額で8立方メートルまで税抜き1,200円にしております。ケース3につきましては、案2の方で基本使用料と従量使用量の併用ということにしていて、水量にかかわらず一律1,000円、9%のダウンとしております。

それから従量使用量は、ケース1は水量区分の変更はありません。8立方メートル以上

20 立方メートルまで、20 立方メートル以上 50 立方メートルまでと、水量の区分の変更をせずに、単価だけを平均で 10%上げております。ケース 1 の説明としましては、水量ごとの改定率の差が小さい、それから水量にかかわらず皆さん平均で 20%負担増となるため、少量の使用料の改定率が他ケースと比べて高くなるということがあります。

それからケース 2 は、現行に比べまして、従量使用料の水量区分を細分化しました。現状ですと、ひと月当たり 9 立方メートルから 20 立方メートル、21 立方メートル以上 50 立方メートル、51 立方メートル以上 100 立方メートルと区分を分けているんですが、これを細かくしまして、9 立方メートルから 15 立方メートル、16 立方メートルから 30 立方メートル、30 立方メートルから 35 立方メートルという形で水量を区分しております。そして、それぞれに対して単価を設定しています。改定率は平均して 15%です。説明としましては、水量の増加に応じて改定率は上昇、それから大口の水量の多い使用者の改定率が、他のケースに比べて高くなりますが、その反面区分を細分化していますので節水効果によって下の区分に移りやすくなり、水量の増減の影響を受けやすくなっています。

それからケース 3 ですが、従量使用料が平均で 9%の改定、基本使用料と 1 立方メートルからの従量使用量の併用ということで、水量部分は 1 立方メートルからひと月では 8 立方メートル、ふた月では 16 立方メートルですね、この区分を新設しました。説明としては、使用水量が少ない方、それから多い方の改定率は抑制されている、それから少量使用者の改定率が他のケースに比べて低くなる、それと使用水量がごく少量の場合使用料が減額となる、それから幅広い使用者に負担を求めるため節水効果による使用料の増減の影響を受けにくいとなっております。大きな表の 2 枚目のグラフの真ん中、それから下のグラフを見て頂くと文字で書いてある説明が目で見えてわかるように形になっております。シミュレーションについての説明は以上です。

(金川総務担当課長補佐)

1 点補足をさせていただきます。

資料 4 の改定内容の説明のケース 2 なんですが、大口使用者の改定率が高くなるというところなんですが、いわゆる超大口、極端に大きいところについては累進度は若干下がっております。以上です。

(細井会長)

ありがとうございました。ちょっとややこしいかなと思ったんじゃないかと思いますが、ご質問ございますでしょうか。

(横木出納担当課長補佐)

それぞれのケースで例えばですね、基本料金をケース 3 であればもっと下げた方がよいのではないかと等、ご意見があったらと思うのですが。

(細井会長)

資料4で改定率(理論値)とありますが、ケース1が16.7%、ケース2が18.7%、さっきの話だと15%増額でと話しにあったように思うのですが、ちょっと上がっているのは色々工夫をしたらこうなったということでしょうか。

(横木出納担当課長補佐)

きっちり15%上げれば収支は賄えますが、先ほど説明しましたように、今後施設の改修ですとか老朽化が進んでいますので、突発的に機械が壊れたり等がありますので、財源をストックしておく、内部留保というところもありまして15%よりは若干高めにしております。

(細井会長)

15%の説明の時にもそのプラスをとるのは内部留保という意味だったようですが。

(金川総務担当課長補佐)

理論値のところは、年間の使用料収入が現行に対して総額でどの程度上がるかということになります。説明の方につけておりますのは、各水量ごとの平均ということになりますので、収入が15%あるいは20%、9%増えるということではなくて、各水量区分ごとの改定率の平均ということになりますので、実際の収入の増については改定率(理論値)の方が実際の収入の増え幅ということになります。

(伊坂副会長)

資料4の2枚目に参考ということでグラフが3つ出てるんですけど、このケース1、ケース2、ケース3と現行が真ん中のグラフに書いてあるんですけど、これは基本料金を入れた比較ですか？入れないとまた変わってきますよね？

(横木出納担当課長補佐)

はい。

(伊坂副会長)

それもまた見てみたいと思います。

(横木出納担当課長補佐)

今のご質問で、資料4のシミュレーションの2枚目の真ん中のグラフ、現行に比べてケース1、2、3、がどの位変わるのかということを一覧にしたものですが、これは基本料金と従量料金を合わせた金額でグラフを作っております。

資料4の1枚目の中間ですね、グラフと表のちょうど分かれるところの、中段のところ

の表なんですけど、「使用水量別使用料2か月税込み」というところで10立方メートルだといくらで20立方メートルだといくらということが表になっておりますが、この金額に基づいてグラフを作っていますので、基本使用料も入ったものになっております。

今、伊坂副会長のご提案で、基本使用料を抜いたもののグラフが見てみたいということでしたので、これは次回ご用意させて頂こうかと思っております。

(田邊委員)

冒頭の建設計画で、年間60ヘクタールですか、これを実施していくという、こういう費用なんかは固定費ですか。建設費用これも含めての収支計画ですか。

(金川総務担当課長補佐)

建設費用につきましては、建設時の財源は国からの補助金と企業債、受益者負担金というところですが、建設後、使用料が負担していく部分というものには企業債の償還金があがってきます。資本費として固定費の中に含まれております。

(田邊委員)

それともう一点この表で、超過使用料立方メートルにつきと書いてますがこれがいわゆる従量使用料ということですね。

(横木出納担当課長補佐)

今のご質問で、下水道使用料について本日お配りしました資料の中の料金表で使用料区分、基本料金と超過使用料というところがありますが、これが使用料体系で説明しました基本料金は基本使用料、超過料金は従量使用料でございます。

(細井会長)

他にはないでしょうか？

資料4の、例えば真ん中の表で現行10立方メートル2,420円と書かれていますが、基本料金2,200円ですよね、プラス4立方メートルですよね、10立方メートルは次の区分ですよ？違いますか？

(横木出納担当課長補佐)

これはですね、2か月分の税込みの料金でして、2か月で10立方メートルということは、ひと月5立方メートルです。

(細井会長)

そういうことですか。そうすると、消費税が入っている、税込みなんですね。

(細井会長)

今日はシミュレーションの頭出しなんですけど、これだけではちょっと審議しにくいかもしれないですね。色々注文出して頂いて、次回もう少し色々なパターンが出てくるとして、何かありましたら後日事務局のほうにお願いをして頂きたいと思います。

何故 15%の増額かとかいう意見があるかもしれません。先ほどの資料3で、15%の増額でプラスアルファを出し、留保して何かしていくということですが、その辺りについて、こういうことにこれくらいお金がかかる、だから 15%だという説明をして頂けますか。普通に考えれば、3年トータルで差引きゼロでいいじゃないかと、普通は思うかもしれませんが。あまり使用料を上げて欲しくないと思いますので。今後これにお金を出すんだと、突発的なものもあるとは思いますが、こういうものにかかるからこれくらい出すという説明をしていただきたいなと思います。

(田邊委員)

下水道使用料金で裏面で50立方メートル使った場合の計算式がありますね。それが現行の計算式ですよ。私ら素人では、この計算が表の表を見ると50~100の間では223円の2か月分とどうしても見てしまうんですけども、こういうやり方で普通の市民の方は理解できるのでしょうか？もしできれば、こっちの体系が表すような一覧表があったほうが、市民に対しては当然、丁寧な説明になると思いますが。

(横木出納担当課長補佐)

表の作り方というところですよ。ご意見を参考にしたいと思います。

(細井会長)

この辺が分かりにくいからこういう数字を出してくれ、という注文を出していただいたら。この場で難しいようでしたら、持ち帰って再度じっくりご覧いただいて、ご質問なりご要望なり出していただいても結構だと思います。

(河本委員)

一般家庭ではどれくらいの金額になるのでしょうか？分かりづらいな、と。

(細井会長)

月20立方メートル位です。2か月で40立方メートル位です。

資料4の一番下のグラフのところ、ピークが出ていますよね、折れ線で。大体2か月で40立方メートル前後の所にピークが出ていると思いますが、大体これ位のところが一番使っているのが多いということです。

(金川総務担当課長補佐)

標準的な使用料としてよく示されるのは、20 立方メートルでいくらかというところで、現行ですと 3000 円というところになっております。

(松田委員)

20 立方メートルというのは大体何人家族くらいなんですか？

(山崎下水道企画室長)

私の家ですと、4人家族で大体 20 立方メートル弱使っています。2か月に1回の請求が 6,000 円から 7,000 円の間くらいで来ているんですが、上水道も併せれば、1万 2,000 円とか 3,000 円とか。一般家庭ですと、お風呂が一番水量を使うと思われるので、家族がいっぺんに沸いたらすぐに入ると、バラバラに入ると、水量が違うというイメージですが。あとは新しく電化製品、洗濯機等を買われると、昔の洗濯機に比べるとかなりの水量が節水になっていますよね。

(野坂委員)

下水道料金を上げるという話ですが、上水道も同じような時期に上がるということはあるんですか？

(矢木部長)

上水道とはまた会計が違いますので、下水道の料金が上がるから水道も自動的に上がるということではなくて、水道は水道で水道の会計を持っていますので、そこは同時に上がるということは基本的にはないです。

(野坂委員)

一般の料金体系が上水道と下水道と違うということを知らない主婦の方多いと思います。料金明細を見ると下水道が高い月もあつたり、低い月もあつたりもしますが、大体似たような金額には設定されて、徴収されているので、それを下水道がある時期からポーンと高くなったりしたら、一般市民の方は、「えっ、なんで」ということが、あるのではと思います。

(矢木部長)

水道料金と下水道料金が一緒になって請求が来ます。水道料金のほうが安いのですが、何となく同じような数字で水道料金に 2割ぐらいアップしたような額が下水道料金で、同じような感覚で見られるので、今おっしゃったとおり、市民の方にそのあたりのところは、これから十分に説明していかないと中々理解いただけないのかなと。そこはしっかりやっていきたいと思っています。



(野坂委員)

普通に生活していると、上水道よりも下水道のほうが出しているのが少ないから、料金は少なくてもいいなと今まで思っていたので、処理に沢山お金がかかるとか、そういったことまでは、何もなくて過ごしていると、考えないことなので、その辺りをきちんと市民に知らせないと、お金がないからといっても、理解されないのではと思いました。事業をしていますが、今これを見て、ケース2になった場合に月に5,000円以上も料金が変わると思ったら、一瞬ドキッとしてしまいました。

(矢木部長)

そういった下水道の仕組みも含めてやっぱりしっかり説明はしていかないといけないと思っています。

(野坂委員)

それからケース3の場合は使用量が少ないと、今払っている料金よりも少なくなる。でも全体的には上がる人が多いわけで、何で減る人がいるんだっていう不満も出てくるんじゃないかなと思うので、ケース3の場合も上がるんだったら、みんなが多少なり上がらないと不公平感が出るのかなとは思いました。

(細井会長)

今の辺りをもう少し考えていただいて、作りなおしていただくと、議論がしやすいかと思っています。

ホームページを見れば分かるかもしれませんが、例えば水道料金はこうなっていると、資料があればいいかなと思います。

他にはよろしいでしょうか？多分色々とお考えになることはあるかと思っていますので、次回までにまた事務局のほうに注文を色々出してもらえたらと思います。出来るだけ納得できる形で議論していただかないといけないと思います。よろしいでしょうか？

それでは、今日の審議は以上ですね。次回はもう少し詳しいシミュレーションを見ながら、こういう形にしようか、ということできさせていただきたいと思います。よろしく願いします。では、以上です。

(横木出納担当課長補佐)

本日のご説明は以上になります。次回は、今色々、下がる人と上がる人といてはいけないのではないかとか、15%増額することの根拠ですとか、ご意見いただきましたので、その辺りのご説明、それからシミュレーションの修正をしてお示ししたいと思っています。それから、冒頭で申し上げましたが、下水道部が経営改善に向けて行っている事の説明を次回させていただきたいと思っております。次回は一応6月を予定しております。

もし今日お帰りになられて、シミュレーションを見られてやっぱりこうしたほうがいい

んじゃないかとか、そういったご意見がございましたら、お電話、メール、FAXなどで結構ですので、またお知らせいただきましたら参考にさせていただきます。それから、今回延期にしましたが、内浜処理場の見学を次回考えておりますので、予定していただけたらと思っております。今日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

(細井会長)

コロナウイルスで大変な時にありがとうございました。手洗い、うがいとあれだけ言われておりますので、皆さん普通にされていると思いますが、その水の安全であるということとか、流してしまった後ちゃんと安全になっているということ、誰も気が付いていないんです。素晴らしいことだということを、是非、知り合いの方々にも認識していただきたいと思っております。ありがとうございました。

－ 閉会 －